

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第6条の規定に基づき、横手市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の内部組織、職員の職の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。
(事務局組織及び事務分掌)

第2条 事務局に置く部、課及び事務分掌は、別表第1のとおりとする。

(教育機関)

第3条 前条の部が所管する教育機関は、別表第2のとおりとする。

(職員の職及び職務)

第4条 職員の職及び職務は、別表第3のとおりとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日教委規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日教委規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日教委規則第6号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日教委規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月14日教委規則第9号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成23年12月14日から施行する。

附 則(平成26年3月26日教委規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日教委規則第3号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日教委規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日教委規則第5号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年8月17日教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の横手市教育委員会公告式規則の規定、第2条の規定による改正後の横手市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定及び第3条の規定による改正後の横手市教育委員会事務局の組織に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月22日教委規則第1号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月20日教委規則第16号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年10月19日教委規則第4号)

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日教委規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日教委規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日教委規則第3号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月25日教委規則第1号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月29日教委規則第4号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日教委規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日教委規則第3号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月22日教委規則第3号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月22日教委規則第5号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年9月14日から施行する。

附 則(令和6年7月26日教委規則第9号)

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

附 則(令和7年3月21日教委規則第1号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

部	課	事務分掌
教育総務部	教育総務課	(1) 公印の保管に関する事。 (2) 文書の收受、発送及び整理保存に関する事。 (3) 横手市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の会議に関する事。 (4) 教育委員会所管の職員(県費負担職員を除く。)の任免、給与その他の人事に関する事。 (5) 職員の研修、福利厚生及び衛生管理に関する事。 (6) 教育長期計画の総合企画に関する事。 (7) <u>義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)、産業教育振興法(昭和26年法律第228号)及び理科教育振興法(昭和28年法律第186号)</u> に基づく事務に関する事。 (8) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関する事。 (9) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事。 (10) 教育に関する調査及び統計に関する事。 (11) 教育行政に関する相談に関する事。 (12) 教育委員会の所掌に係る歳入算出予算の総括調整に関する事。 (13) 物品その他物件の調達及び出納保管(他課所管に属するものを除く。)並びに不用品の処分に関する事。 (14) 寄附採納の手続に関する事。 (15) 事務局各課との連絡調整に関する事。 (16) 学校施設の整備及び計画に関する事。 (17) 教育財産の取得の申出及び管理並びに廃止に関する事。 (18) 学校施設の管理に関する事。 (19) 教育用コンピュータ整備に関する事。 (20) 学校統合準備及び計画策定に関する事。 (21) 統合に係る学校施設の整備に関する事。 (22) 前各号に掲げるもののほか、他課の主管に属しない事務に関する事。
	生涯学習課	(1) 生涯学習に関する長期計画の策定に関する事。 (2) 生涯学習の振興及び奨励に関する事。 (3) 社会教育関係団体の育成指導に関する事。 (4) 生涯学習施設の管理及び運営に関する事。 (5) 生涯学習関係の委員に関する事。 (6) 芸術文化の振興及び奨励に関する事。 (7) 芸術文化関係団体の育成に関する事。 (8) 青少年教育及び成人教育に関する事。 (9) 視聴覚教育に関する事。 (10) 秋田大学横手分校に関する事。 (11) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習及び芸術文化に関する事。
	スポーツ振興課	(1) 体育スポーツに関する長期計画の策定に関する事。 (2) 体育スポーツの企画及び実施に関する事。 (3) スポーツ関係団体の育成に関する事。 (4) スポーツ施設の管理及び運営に関する事。 (5) スポーツ推進審議会に関する事。 (6) スポーツ推進委員に関する事。 (7) レクリエーションに関する事。 (8) スポーツを通じたまちづくりに関する事。 (9) 学校体育施設の開放に関する事。 (10) 前各号に掲げるもののほか、体育スポーツの振興に関する事。
	伝統文化課	(1) 文化財の保存活用及び郷土文化に関する事。ただし、次の事務を除く。 ア 伝統的建造物群保存地区に関する事。

		(2) 文化財保護団体の連絡調整に関すること。 (3) 横手市郷土資料館施設等の管理運営に関すること。 (4) 歴史文化を活かしたまちづくりに関すること。 (5) 歴史的風致維持向上計画に関すること。 (6) 文化財保存活用地域計画に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、文化財及び郷土文化に関すること。
	図書館課	(1) 図書館の総務、施設管理及び改修に関すること。 (2) 図書館の運営方針、サービス計画等の策定に関すること。 (3) 図書館協議会に関すること。 (4) 図書館と関係機関との連携・協力に関すること。 (5) 図書館サービスポイントに関すること。 (6) 図書館間の運営の調整に関すること。 (7) 読書活動推進に関すること。 (8) 文字活字文化振興に関すること。 (9) 学校図書館支援に関すること。 (10) 前各号に掲げるもののほか、読書政策に関すること。
教育指導部	学校教育課	(1) 学校職員並びに児童生徒の保健衛生、福利及び厚生に関すること。 (2) 児童生徒の安全対策に関すること。 (3) <u>独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)</u> に基づく事務に関すること。 (4) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)</u> に基づく就学援助事務に関すること。 (5) 遠距離通学の児童及び生徒の交通費補助事務に関すること。 (6) 通学区域の設定及び変更に関すること。 (7) 児童及び生徒の就学、入学及び転学に関すること。 (8) 奨学金に関すること。 (9) スクールバスの運行計画及び管理事務に関すること。 (10) 前各号に掲げるもののほか、学校教育(教育指導課が所掌する事務を除く。)に関すること。
	教育指導課	(1) 学校教育の指導及び幼児期の教育に係る助言に関すること。 (2) 学校職員の研修に関すること。 (3) 教育研究に関すること。 (4) 学習指導、生徒指導及びキャリア教育に関すること。 (5) 教育相談に関すること。 (6) 教育方針及び教育課程に関すること。 (7) 学校運営に関すること。 (8) 学校職員(市費負担職員を除く。)の任免その他の人事に関すること。 (9) 教科書、教材等に関すること。 (10) 前各号に掲げるもののほか、教育指導及び教務に関すること。
	学校給食課	(1) 給食施設の管理及び運営に関すること。 (2) 学校給食センター運営委員会に関すること。 (3) 学校給食センター統合準備に関すること。 (4) 統合に係る給食施設の整備に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、学校給食に関すること。

別表第2(第3条関係)

部	教育機関
教育総務部	後三年合戦金沢資料館 雄物川郷土資料館 ほろわの里資料館 平鹿農村文化伝承館 横手市立横手図書館 横手市立増田図書館 横手市立平鹿図書館 横手市立雄物川図書館 横手市立大森図書館 横手市立十文字図書館 横手市生涯学習館 横手市民会館 石坂洋次郎文学記念館 横手市横手体育館 横手市横手武道館 横手公園運動広場 大鳥公園運動広場 大鳥公園テニスコート 記念公園運動広場 赤坂総合公園野球場 赤坂総合公園運動広場 赤坂総合公園グラウンド・ゴルフ場 横手市増田体育館 横手市増田野球場 横手市増田ニュースポーツ広場 横手市天下森スキー場 横手市平鹿体育館 横手市浅舞陸上競技場 横手市浅舞スポーツセンター 横手市平鹿相撲場 横手市吉田多目的運動広場 横手市平鹿農業者トレーニングセンター 十五野公園野球場 横手市雄物川体育館 横手市雄物川陸上競技場 横手市沼館野球場 横手市中島グラウンド 横手市八幡野グラウンド 横手市大森総合学習センター 大森公園体育館 大森公園野球場 大森公園テニスコート 大森公園多目的広場 横手市白山体育館 横手市大森前田運動場 横手市川西地区多目的運動広場 横手市十文字陸上競技場 横手市十文字野球場 横手市十文字テニスコート 横手市十文字相撲場 横手市古内河川運動公園 横手市志摩河川運動公園 横手市十文字B&G海洋センター 横手市山内体育館 横手市山内陸上競技場 横手市山内野球場 横手市山内テニスコート 横手市大雄運動広場 横手市大雄運動公園 横手市大雄農業者トレーニングセンター
教育指導部	小学校 中学校 学校給食センター

別表第3(第4条関係)

職名	職務
部長	上司の命を受けて、部の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

次長	部長を補佐し、部の事務を処理する。
課長 室長 所長 館長 施設長 政策監	上司の命を受けて、その所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
専門監 上席主幹	上司の命を受けて、その所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主幹	上司の命を受けて、特定事務又は臨時事務を掌理する。
課長代理 室長代理 所長代理 館長代理 施設長代理 上席副主 幹 参事 副主幹	上司の命を受けて、重要な事項の企画、調査その他の事務を掌り、課の事務を整理し、課等の長を補佐する。
係長 主席主査 主査	上司の命を受けて、担当事務を掌理する。
副主査	上司の命を受けて、高度の知識経験を必要とする事務又は技術その他の事務を分掌する。
主任	上司の命を受けて、特定の事項又は専門的な知識経験を必要とする事務又は技術を分掌する。
主事 技師	上司の命を受けて、事務又は技術を掌る。
栄養士	上司の命を受けて、専門的な事務又は技術を掌る。
看護師 准看護師	上司の命を受けて、専門的な事務又は技術を掌る。
校務員 運転士 業務員 調理員 ボイラー 技士	上司の命を受けて、技能的労務の業務を処理する。